

チャプター2-②

職能要件書作成の為の参考 職能資格基準・フレーム

職能レベル	職能等級	職能資格の等級定義	基本 滞留年数	入所 (介護・看護)	グループホーム	小規模 多機能	業務部	栄養課	通所 (介護・看護)	訪問介護	居宅 (ケアマネ職)			
		(業務と職能の等級区分)												
一般職	1等級	反復定型業務	3											
		1 具体的な指示または定められた手順に従って行う単純定型業務												
		2 一般的に学卒後4年未満でできる範囲の業務能力である(能力が高い場合は2年経過後、2等級もありうる)												
	2等級	一般定型業務	5											
		1 一般的な指示又は定められた基準に従い、多少の経験と熟練による一般定型業務												
		2 一般的に配置後4年～8年(学卒・中途含む)の経験でできる範囲の業務能力である(能力が高い場合は5年経過せずとも3等級もありうる)												
		3 5年以上の経験でも、自然レベルが低く任せる事ができないレベルで、また指示した事にも未熟な面が多い場合は滞留年数経過後も2等級のままである												
		4 相当年数の経験があるにも関わらず能力評価が低く、降格の場合の最低等級である												
	5 1等級へ、上司から指示された事を伝え、また簡単な院内ルールの説明ができる(プリセプター機能を発揮する最初の等級)													
	3等級	複雑定型業務	7						調理主任					
		1 概括的な指示(方針、指針、一般命令)に従い、経験と習熟による複雑な定型業務(一般に言うベテランである)												
		2 中級職員からの指示で下級者へ実務指導・監督補佐ができる												
		3 法人内での配置転換で前職場で3等級の職員は、配転後6ヶ月以降の査定までは同じ3等級である(査定後、実務能力が甚だしく低い場合はマイナス査定となり、その回数により2等級になる事もある)												
		4 同職種における経験年数が8年以上で 通常の業務をほとんど経験し、高度且つ複雑な判断の伴わない一般業務では、ほとんど任せる事ができ、「一人前」と判断されるレベルである												
		5 同職種からの転職の場合、前職で5年以上で、同レベルの3等級職員と同等の能力があると判断された時の能力である												
	6 経験年数が8年以上(仮に20年以上)でも、それ以上の管理能力・指導能力がなく、且つ職種としての平均レベルの範囲内で、高度な専門能力の発揮がない場合は滞留年数経過後も3等級のまま													
	指導監督職	4等級	初級指導監督業務・判断業務	介護主任		看護主任	介護主任	介護主任	事務主任	栄養課主任	介護主任	看護主任	主任	居宅主任
			1 3等級までの必要技能をクリアした上で、自らも判断を伴う業務を遂行する(プレイングマネージャー機能)											
2 限定した範囲内で部下を指導監督する業務を行う。又は小規模部門の責任者														
3 部分的に専門能力又は管理能力を重要視され始めるレベル(複雑で困難な業務へも対応できる)														
4 経験年数が10年以上で、組織上「主任職」には就けなくても、同等の能力がある場合														
5 管理者でない場合は、法人内で最少の専門的・知識・資格を持ち、困難な業務にも対応できる														
5等級		中級指導監督・判断業務	入所係長		看護主任	GH係長	係長	事務係長	栄養課課長	デイ係長	看護主任	訪問介護係長	サービス提供責任者	
		1 自らの判断を伴う業務を遂行する(プレイングマネージャー機能より、管理機能へ比重が高まる)												
		2 小単位組織を管理し、相当の範囲内で部下を管理監督する業務を行う												
		3 単独又は複数の初級管理者の監督責任者としてトータルマネジメント能力が重要視され始める												
4 管理者でない場合は、法人を代表する高度な専門的・知識・資格を持ち、相当複雑で困難な業務に対応できる														
6等級		上級指導監督業務・高度判断業務	入所課長		看護主任	GH係長	GH課長	課長	事務課長	施設管理課長	栄養課課長	デイ課長	訪問介護課長	
	1 自ら高度な判断を伴う業務を行う													
	2 複数の小単位組織を管理し、経営方針・部門方針に基づき、自己判断で組織活性化策が打てる													
	3 初級・中級管理者の複数の部門の統括管理者又はその補佐機能													
4 高度な専門的知識と技能を持って、部門のレベルアップ・合理化・効率化を図れる														
部門管理機能職	7等級	管理指導・企画立案業務及び専門業務	施設部長					事務長・業務部長	施設管理部長			在宅・地域連携相談室長		
		1 中単位組織及び複数の小単位組織を統括的に運営管理、マネジメント責任を果たす												
		2 自ら企画立案した業務を遂行する												
		3 優れた専門的知識と習熟度による数多くのケース事例を駆使し、実務指導と管理者の管理指導ができる												
	8等級	上級管理指導・企画立案業務及び専門業務	施設部長											
		1 経営層を補佐すると共に、大単位組織、複数の中単位組織を統括し、マネジメント機能を持つ												
		2 経営方針・経営計画、高度なマネジメント判断を伴う業務の企画立案と、実施、組織での徹底ができる												
		3 優れた専門的知識と習熟度による数多くのケース事例を駆使し、高度な実務指導と管理者の高度な管理指導ができる												
経営管理職	9等級	管理統率業務											副施設長・統括部長	
		1 経営層を具体的に補佐、アドバイスする機能を持つ												
		2 経営層不在時の代行機能と能力を持つ												
	10等級	経営管理・意思決定業務												施設長
		1 最終経営責任者として権限と責任を有する												
2 グループ経営TOP不在時の代行機能と能力を持つ														
3 中長期的な展望を見た経営方針、計画の立案と高度なマネジメント、対外活動の機能を持つ														